

# 山 口 県 町 村 会 規 約

## 第一章 総則

### （名称及び組織）

第一条 本会は、山口県町村会と称し、山口県内の町（以下「町」という。）をもつて組織する。

### （事務所）

第二条 本会は、事務所を山口市大手町九番十一号（山口県自治会館内）に置く。

### （目的）

第三条 本会は、地方公共団体の円滑な運営と地方自治の振興発展を図ることを目的とする。

### （事業）

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 町の事務及び町長の権限に属する事務の連絡調整
- 二 地方自治の振興発展に関する調査研究
- 三 町職員の教養及び福利厚生に関する事業
- 四 全国町村会及び関係団体との連絡並びに協力
- 五 その他目的達成に必要な事項

## 第二章 会議

### （会議）

第五条 本会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年四回これを開き、臨時会は、山口県町村会長（以下「会長」という。）が必要があると認めたときに隨時これを開く。

（構成）

第六条 定例会及び臨時会に出席すべき町の代表者は一人とし、当該町長又は町長が指定した者をもつて構成する。

（招集）

第七条 定例会及び臨時会は、会長が招集する。

2 町長の四分の一以上から、会議に付すべき事件を示して、臨時会の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

（議長）

第八条 定例会及び臨時会の会議の議長の職務は、会長が行う。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理し、会長、副会長共に事故あるときは、その会議に出席している者のうちから仮の議長を選挙し、その者が議長の職務を行う。

（定足数及び議決）

第九条 定例会及び臨時会は、その構成員の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 前項の会議の議事は、出席している者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長はその構成員として議決に加わる権利を有しない。

（定例会及び臨時会の議決事項）

第十条 定例会及び臨時会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

一 規約の改正

二 収支予算及び事業計画

三 収支決算

四 その他会長が必要と認めた事項

(専決処分)

第十一條 会長において定例会又は臨時会を招集する暇がないと認めたときは、会長が専決することができる。

2 前項の規定により専決処分された事項については、定例会又は臨時会に報告し、承認を求めなければならぬ。

第三章 役員

(役員)

第十二條 本会に次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 監事 二人

(選任の方法)

第十三条 会長及び副会長並びに監事は、町長のうちから定例会又は臨時会において選挙する。

2 前項の選挙の方法については、別に定める。

(役員の職務)

第十四条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

#### （役員の任期）

第十五条 役員の任期は、二年とする。ただし、再選を妨げない。

2 前項の任期は、選挙の日からこれを起算する。ただし、前任者の任期満了の日前に選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日からこれを起算する。

3 前任者の任期満了の日後に、選挙を行う場合においては、前任者は後任者が就任するまでなお在任する。

4 補欠により役員となつた者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （報酬及び実費弁償）

第十六条 役員には、報酬を支給しない。ただし、必要に応じ、実費を弁償することができる。

### 第四章 事務局

#### （事務局の設置）

第十七条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置き、会長がこれを任命する。

#### （事務局の組織、所掌事務等）

第十八条 事務局の組織、所掌事務等については、定例会又は臨時会の同意を得て会長が別に定める。

### 第五章 顧問、相談役等

#### （顧問及び相談役）

第十九条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が定例会又は臨時会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、定例会又は臨時会に出席し、意見を述べることができる。

#### （政務調査会）

第二十条 本会に政務調査会を置くことができる。

2 政務調査会の組織及び運営に関する事項は、定例会又は臨時会の議決を経て、会長がこれを定める。

#### （専門委員）

第二十一条 本会に、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから会長がこれを選任する。
- 3 専門委員は、会長の委嘱を受け、必要な事項を調査する。

#### 第六章 会計

##### （経費）

第二十二条 本会の経費は、次の収入をもってこれを支弁する。

###### 一 会費

###### 二 町村会の財産から生ずる収入

###### 三 補助金、手数料及びその他の収入

2 会費は各町の負担とし、その金額及び分賦方法等は、毎年度予算で定める。

#### （予算）

第二十三条 本会の毎年度歳入歳出予算は、会長がこれを調製し、年度開始前に定例会又は臨時会の議決を経な

ければならない。

2 会長は、定例会又は臨時会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

3 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十日までとする。

#### （決算）

第二十四条 本会の決算は、会長が調製し、監事の意見を添えて定例会又は臨時会に提出しなければならない。

#### 第七章 補則

##### （規約の変更）

第二十五条 この規約は、定例会又は臨時会の議決を経なければ、これを変更することができない。

##### （委任）

第二十六条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、この規約の施行のための必要な事項は、会長が別にこれを定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規約は、平成十年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この規約の施行の際、現に役員の職にある者は、平成十一年六月三十日までの間は、なお、従前の例による。

#### 附 則

この規約は、平成十七年三月二十二日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成十七年三月二十二日から施行する。

- 1 この規約は、平成十八年三月二十日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に役員の職にある者は、改正後の山口県町村会規約により選挙又は任命されたものとみなし、任期がある者については、その任期は従前の規約による選挙又は就任の日からこれを起算する。
- 3 この規約の施行の際、現に理事の職にある者については、この規約の前日をもつて解任されたものとみなす。

#### 附 則

この規約は、平成二十五年四月一日から施行する。